

【多床室の整備にあたっての基準】

1 今までの東京都の方針

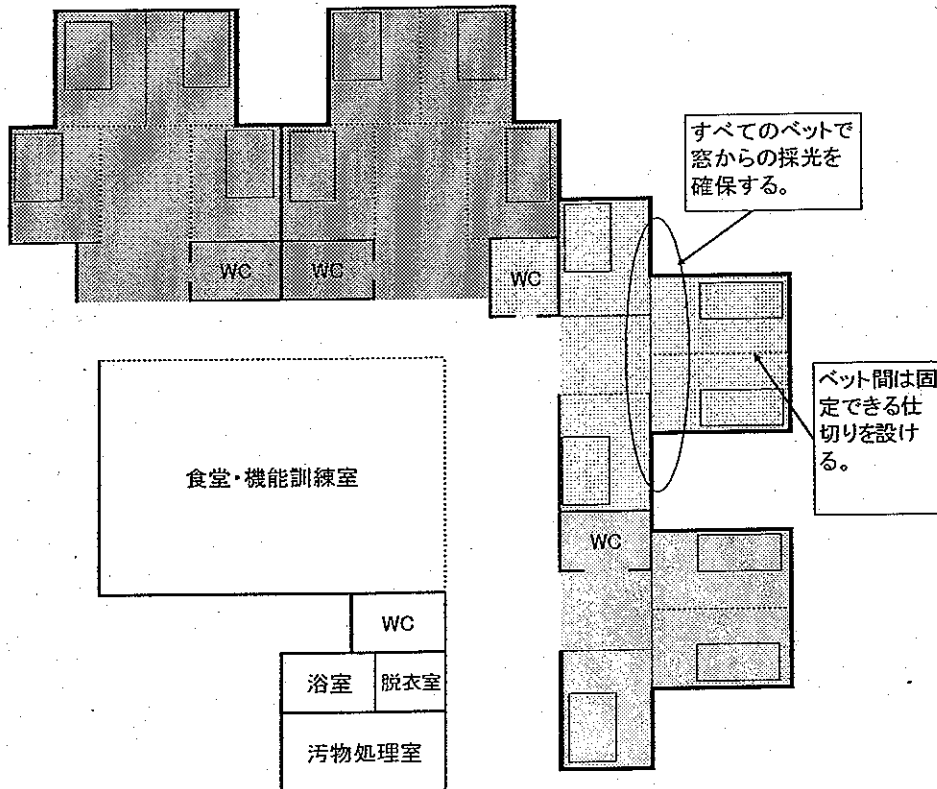
国の指針 平成26年度までに特別養護老人ホームのユニット化率70%が目標

- 平成20年度まで ユニット型個室のみが補助対象
- 平成21年度から増・改築について多床室を補助対象とする。
ただし、補助基準単価は、ユニット型個室より低く、促進係数はかからない。

| | | |
|---------|------|------------|
| ユニット型個室 | 基準単価 | 4,300千円 |
| 従来型個室 | 基準単価 | 3,870千円 ほか |
| 多床室 | 基準単価 | 3,483千円 |
- 平成22年度から平成26年度着工まで
創設について、定員数のおおむね3割まで多床室の整備を認める。

(当初の指導)

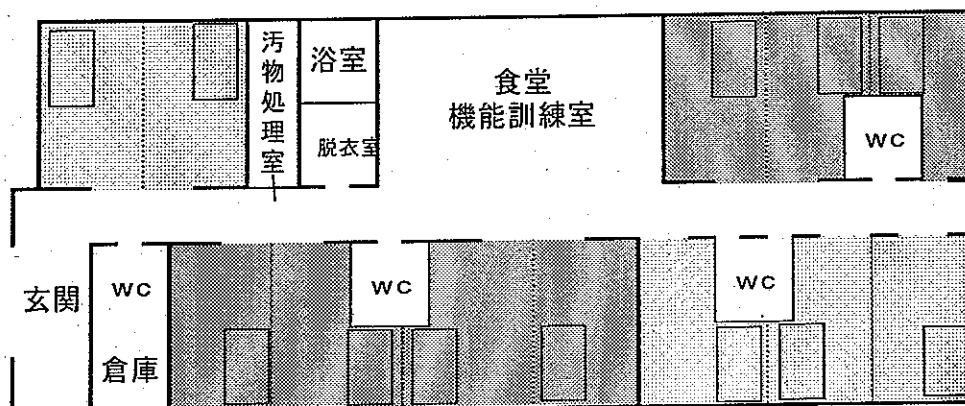
- ・ 15人前後を一単位としたグループケアを想定したもの
(食堂・浴室など単位ごと設ける)
- ・ ベットの間は、可動壁(障子など)で仕切り、個室的な空間を確保する。
- ・ 将来、個室化できるように配慮する(必須ではない)。



2 今後の多床室の整備方針

原則として、ユニット化改修により、ユニット型個室に転換が可能な設計とする。

- ・創設について、定員数のおおむね3割まで多床室の整備を認める。
- ・ベッドの間は、可動壁（障子など）で仕切り、個室的な空間をつくる。
- ・ケアの単位が12人までとなるような居室配置を行う。



3 既存の特別養護老人ホームのユニットケアへの転換の進め方

- 多床室であっても、食堂や談話室を分散配置することにより、ユニットケアが可能な施設へと転換が可能
- 学校など施設（既存ストック）を有効活用することにより、ユニットケアが可能な特別養護老人ホームを整備。

課題及び問題点は・・・？

廊下、浴室、共同生活室の配置など